

一般社団法人障がい者支援事業所神戸コーティング施工協会定款

平成30年10月15日 作 成

定 款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、一般社団法人障がい者支援事業所神戸コーティング施工協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を神戸市に置く。

(目的及び事業)

第3条 この法人は、障がい者の賃金向上、安定的な業務量の確保、雇用の促進及び自立に寄与する事業を民間企業とのタイアップによって、障がい者就労事業所、雇用事業所等に広報及び提案し、さらには、民間事業者、事業者団体等又は行政機関等に対して、新たな障がい者雇用の創出及び仕事の創出を促すことによって、多様性のある社会構築に寄与することを目的とするため次の事業を行う。

1. 障がい者の収益事業の創出事業
2. 障がい者とコーティング施工事業者とのマッチング事業
3. コーティング施工技術の研究及び情報提供事業
4. コーティング施工技術に関する資格認定事業
5. 研究会、講演会及び講習会の開催事業
6. その他前条の目的を達成するため必要な事業

第2章 会 員

(法人の構成員)

第4条 この法人の会員は、正会員、準会員、賛助会員及び名誉会員の4種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第5条 この法人の会員になろうとする者は、別に定める入会申込書により、代表理事に入会の申込みの上、理事の互選による承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第6条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、正会員になった時及び毎年度に、正会員は総会において別に定める会費を支払う義務を負う。また、準会員及び賛助会員については、総会において別に定める会費を納付しなければならない。

(任意退会)

第7条 会員は、理事の互選において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第8条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、定時総会若しくは臨時総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- 1 この定款その他の規則に違反したとき
- 2 この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- 3 その他除名すべき正当な事由があるとき

(会員資格の喪失)

第9条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- 1 第6条の支払義務を2年以上履行しなかったとき

- 2 正会員全員が同意したとき
- 3 当該会員が死亡し、又は解散したとき

第3章 総 会

(構 成)

第10条 総会は、定時総会と臨時総会の2種とし、総会をもって一般法人法上の社員総会とする。

(権 限)

第11条 総会は、次の事項について決議する。

- 1 会員の除名
- 2 理事の選任又は解任
- 3 理事の報酬等の額
- 4 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- 5 定款の変更
- 6 解散及び残余財産の処分
- 7 その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開 催)

第12条 総会は、定時総会として毎事業年度終了後3か月以内に開催するほか、必要がある場合に臨時総会として開催する。

(招 集)

第13条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事の互選に基づき代表理事が招集する。

- ② 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員は、代表理事に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議 長)

第14条 総会の議長は、代表理事がこれに当たる。ただし、やむを得ない事情がある場合、他の理事があたるものとする。

(議決権)

第15条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決 議)

第16条 総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

(議事録)

第17条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

② 出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

第4章 役 員

(役員を設置)

第18条 この法人に、次の役員を置く。

1 理事 2名以上10名以内

② 理事のうち1名を代表理事とする。

(役員を選任)

第19条 理事は、総会の決議によって選任する。

② 代表理事は、理事の互選によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第20条 理事の内、代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この

法人を代表し、その業務を執行する。その他の理事は、理事の互選において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

(役員任期)

第21条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- ② 補欠として選任された理事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- ③ 理事は、第18条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第22条 理事は、総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第23条 理事に対しては、総会において決定された報酬、賞与その他の職務執行の対価として支給することができる。

第5章 計 算

(事業年度)

第24条 当法人の事業年度は、毎年5月1日から翌年4月末日までとする。

(計算書類等の定時総会への提出等)

第25条 代表理事又は理事は、毎事業年度、計算書類（貸借対照表及び損益計算書）及び事業報告を定時総会に提出しなければならない。

- ② 前項の場合、計算書類については総会の承認を受け、事業報告については理事がその内容を定時総会に報告しなければならない。

(計算書類等の備置き)

第26条 当法人は、各事業年度に係る貸借対照表、損益計算書及び事業報告並びにこれらの附属明細書を、定時総会の日から1週間前の日から5年間、主たる事務所に備え置くものとする。

第7章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第27条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解 散)

第28条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第29条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第8章 公告の方法

(公告の方法)

第30条 この法人の公告は、この法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第9章 顧問及び相談役

(顧問及び相談役)

第31条 この法人は、理事の過半数の一致による推薦を経た上で、総会の決議により顧問及び相談役を置くことができる。

第10章 附 則

(設立時正会員の氏名及び住所)

第32条 当法人の設立時正会員の氏名及び住所は、次のとおりである。

神戸市西区伊川谷町有瀬36番地の11

福田裕士

神戸市須磨区白川台三丁目62番地の3

高松豊

兵庫県三木市志染町青山一丁目5番地の13

新銀輝子

神戸市中央区元町通二丁目8番16号

高龍秀

(設立時の役員)

第33条 当法人の設立時理事は、次のとおりとする。

設立時理事 福田裕士

設立時理事 高松豊

設立時理事 新銀輝子

設立時理事 高龍秀

(設立時の代表理事)

第34条 当法人の設立時代表理事は、次のとおりとする。

神戸市西区伊川谷町有瀬36番地の11

設立時代表理事 福田裕士

(最初の事業年度)

第35条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成30年 月
日までとする。

(定款に定めのない事項)

第36条 この定款に定めのない事項については、すべて一般社団法人及び一般財団法人に関する法律その他の法令の定めるところによる。